

制定しましたー

その4 議員同士の自由討議を行います

議会は言論の府です。議論を通じて合意形成を図り、争点を明らかにしながら、合意に至らない場合は採決により結論を出すのが基本です。しかし、これまでの議会においては、執行部への質疑を通じて議員個人の考えを述べるものがほとんどであり、合意形成を図るために議員同士が自由に意見を出し合う場がありませんでした。

そこで、議会の審議を充実させるために、討論の前に、議員間の自由討議を行うこととしました。このことにより、意見を出し合い、議論を尽くす風土を醸成します。

その5 執行部からの逆質問を受けます

これまでの議会における議員と執行部の関係と言えば、議員は一方的に質問し意見を言う立場で、執行部は聞かれたことにのみ答える立場でした。しかし、質問の意図や背景がわからず、議論が噛み合わないこともありました。

そこで、執行部に反問権を与え、議員に対して逆質問ができるようにしました。これにより、質問の意図や背景を聞き返したり、政策の例示を求めたりできるようになります。

その6 政策研究会をつくります

地方分権時代のこれからの議会に求められていることは、執行部からの提案を審査するだけでなく、地域の実態に即した政策を提言し、自ら立案する能力を身につけることです。市民との意見交換等を通じて地域の課題が浮き彫りになった場合は、課題解決に向けて政策にどう結び付けていくかを検討するために、政策研究会をつくります。

東広島市独自の施策を展開するために、議員提案による条例制定を目指します。

委員長からのお願い

二年前の市議会議員選挙で投票率が過半数を割り、私たちは市民の皆さんに信頼され、二元代表制の一翼を担う議会としての役割を果たしているのか厳しく問われました。

「議会改革・活性化」は、そこから始まっており、不断の検証と改革が必要と考えています。

今後、議会に関するアンケートを実施しながら、引き続き議員定数と報酬額などについての検討を行いますので、率直かつ建設的なご意見をお寄せください。

議会改革・活性化特別委員会

委員長 赤木 達男

トピックス — 議会基本条例を

東広島市議会は、平成25年2月27日に議会基本条例を制定しました。これは、平成23年6月に設置した議会改革・活性化特別委員会において、24回にわたる協議を積み重ねて、成文化したものです。平成25年4月1日から施行されました。

議会基本条例ってなあに？

議会基本条例とは、自治体の意思決定機関である議会の基本的な事項を定めるものです。地方分権改革に伴い、自治体の権限が拡大する中、議会の役割も大きくなっています。時代の要請に対応し、議決機関として、政策立案能力を高めるとともに、適正な行政執行がなされているかを監視する議会の機能を高め、議会改革に取り組むために制定したものです。

何が変わるの？

その1 市民との意見交換を行います

東広島市議会には行政分野毎に、4つの常任委員会があります。この4つの常任委員会に、年1回以上の市民との意見交換会の開催を義務付けました。これは、その都度、開催目的や意見交換したい対象を絞って行うものです。

これ以外に、必要に応じて議会報告会を開催することとしており、このような広聴活動を企画するために、議会会報委員会を広報広聴委員会に改めます。

その2 表決態度を公表します

議会は、まちづくりの方向を決める最高責任を負っています。議員の最も大きい責務は、まちづくりの方向に対して賛成・反対の意思表示をすることです。議決責任を全うし、市民に対する説明責任を果たすために、全ての議案に対する各々の議員の表決態度を公表します。

その3 議決の範囲を拡大します

自治体がまちづくりを行うにあたって、予算編成・条例制定・特別職の任命といった主要な事項については、議会の議決を経て行わなければならないことになっており、その範囲は地方自治法が定めています。それ以外に、必要に応じて自治体独自で議決の範囲を拡大できることになっており、総合計画や行革大綱などの主要なまちづくり計画(10計画)を議決が必要な範囲に加えました。

これにより、より具体的なまちづくりの中身について、議会の意思を反映できることとなり、自らのことは自ら判断し責任を負う、自立した自治体(議会)を目指します。